



3 江 監 第 8 5 8 号  
令和 4 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

令和 3 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和3年度財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の範囲

### 1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び江東区監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和3年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和2年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和2年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和2年度の執行に係るもの

### 2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東区勤労者福祉サービスセンター	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 総合区民センター 江東区文化センター 森下文化センター 古石場文化センター 江東公会堂	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター 有明スポーツセンター 亀戸スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付 指定管理	事務局 障害者福祉センター	福祉部 障害福祉部
株式会社 ドコモ・バイクシェア	補助金交付	コミュニティサイクル推進事業	都市整備部
株式会社ヴィアックス	指定管理	豊洲図書館 古石場図書館 亀戸図書館 砂町図書館	教育委員会事務局

### 3 監査の実施期日

令和3年10月8日から同年11月16日までのうち17日間

## 第2 監査の方法、着眼点等

### 1 監査の方法

対象団体からは令和2年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、株式会社ドコモ・バイクシェア及び株式会社ヴィアックスの2団体である。

### 2 主な着眼点

#### (1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

#### (2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

#### (3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

### 3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

### 第 3 総括意見

#### 【 精算条項がない指定管理料の算定における注意点 】

指定管理に係る協定においては、指定管理料を精算なしとするケースがしばしば見られるが、この場合の指定管理料の算定については課題がある。

指定管理を所管するすべての部署において、今後、以下の点について十分に注意し検討されたい。

#### (1) 予算と実績の差異分析を活かした予算策定の必要性について

協定上、指定管理料の精算条項がない場合は、各科目の予算額と実績額の差異分析が極めて重要である。提出を受けた収支報告書等を十分に検証し、これを次期予算策定、すなわち次の年度協定締結における指定管理料の算定において活かさなければならない。

#### (2) 執行率の低い科目の検証と要因解消の必要性について

予算の執行率が非常に低い科目については、特に精査・検証が必要である。要因を明らかにし、例えば、区が指定管理者に求める施設管理方法の詳細（箇所・頻度等）が正しく伝わっていない、あるいは予算科目の区分けが実態にそぐわないため誤りが多いなどの不備要因があるならば、仕様書の個別作成や予算科目の整理を検討するなど、要因の解消に努めるとともに、検証結果を次の予算策定に反映されたい。

#### (3) 精算の対象とすべき経費の個別検討について（小規模修繕費等）

小規模修繕費用については、修繕の必要がなかったため、用意しておいた予算額を実績額が大きく下回るケースはよく見られる。しかし、これは指定管理者の努力による経費削減とは異なる性質のものであるから、その差額が指定管理者の利益となっていないか検証する必要がある。

また、令和2年度は、コロナ禍においてイベントが実施できなかったために生じた事業実施経費の大幅減も多く見られたが、このようなケースも前述と同様の理由で検証する必要がある。

指定管理者制度の趣旨を踏まえると、指定管理者の経営努力によって生み出された経費削減額は、指定管理者の利益として認めるべきものであるが、経営努力によらずに執行残が生じる性質の経費については、本来指定管理者の利益とすべきではない。

こうした性質の経費については精算の対象としない経費とは区別して考える必要があるため、以下の例を参考に、協定締結にあたって個別に対応するなど、より合理性のある方策を検討されたい。

<例>

- ① 指定管理期間内は、指定管理料の精算はしないと既に取り決めている場合

経営努力によらずに執行残が生じる性質の経費については、この科目に限り指定管理期間（例えば5年間）全体で考え、執行残は次年度に充当することを前提に次の年度は予算額を減らすなど、その実績額に応じ期間内で指定管理料の調整を図る。

- ② 基本協定または年度協定の締結において、指定管理料の精算事項について協議できる場合

小規模修繕費用等、執行残の大小が経費削減努力とは異なる性質の経費は、あらかじめ協定締結において、これを個別に指定管理料精算の対象とする。

#### 第 4 監査対象団体の概要及び監査結果

令和3年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

## 1 江東区勤労者福祉サービスセンター

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

江東区勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）は、昭和62年4月に任意団体「江東区勤労者共済会」として発足された団体で、その後、平成3年3月29日に産業会館、勤労者福祉会館及び勤労者共済会の組織を統合し、「財団法人江東区中小企業公社」が設立され、平成7年に、公募により愛称を「カナルこうとう」と命名した。

平成16年3月31日、中小企業公社が解散し、同年4月1日より任意団体として「江東区勤労者福祉サービスセンター」に名称変更し、愛称は「カナルこうとう」を継続して使用、業務は「財団法人江東区地域振興会」が行った。平成19年4月からは、運営管理を産業会館の指定管理者「社団法人江東区産業連盟」が行い、センターによる事務局業務を除く窓口業務等は同連盟に委託した。現在は、JTBベネフィットへの一部委託と並行して、センターが固有の非常勤職員を採用し事務局業務・窓口業務を遂行している。

センターは、江東区内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主並びに区内に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者等を対象に総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興を図り、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 中小企業勤労者福祉に係る調査研究・情報提供事業
- ② 中小企業勤労者福祉に係る生活安定事業
- ③ 中小企業勤労者福祉に係る健康維持増進事業
- ④ 中小企業勤労者福祉に係る老後生活安定事業
- ⑤ 中小企業勤労者福祉に係る自己啓発・余暇活動事業
- ⑥ 中小企業勤労者福祉に係る財産形成事業等

#### イ 組織

センターは、役員8名（理事長1名、副理事長1名、理事4名、監事2名）及び職員4名で構成され、加入事業所数は697所、会員数は3,185名であった（令和3年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営に係る事業に要する経費のうち、人件費、社会保険料、福祉推進事業費につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱（平成19年3月30日18江区経第1283号）

イ 補助金額

項目	令和2年度	摘要
交付金額	17,502,000円	概算払等
確定金額	17,233,420円	
精算金額	268,580円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区からの補助金収入のほか、事業運営収入及び会費収入等をもって運営されている。令和2年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入	17,233,420円	
区補助金	17,233,420円	
支出	17,233,420円	
報酬等	8,233,420円	報酬月額、付加報酬額、社会保険料等、健康診断経費
福祉推進事業費	9,000,000円	
健康維持増進事業	192,000円	人間ドック補助、スポーツ公社講座受講補助
自己啓発・余暇活動事業費	8,808,000円	JTBベネフィット業務委託、宿泊補助、映画補助、ディズニー補助等
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

#### イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員130名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 補助金交付

##### (7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

##### (4) 補助金額

交付対象	令和2年度	令和元年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	887,194,498円	901,003,023円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	113,918,776円	124,973,506円
合計	1,001,113,274円	1,025,976,529円

## イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和2年度末の基本財産は、3億5千万円である。

## ウ 指定管理

### (ア) 指定管理対象施設

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター  | ⑨ 江東公会堂    |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター  | ⑪ 芭蕉記念館    |
| ⑤ 亀戸文化センター  | ⑫ 深川江戸資料館  |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター  |            |

### (イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

### (ウ) 指定管理料

施設内訳	令和2年度	令和元年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	918,897,963円	631,814,654円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	128,188,803円	100,542,398円
合計	1,047,086,766円	732,357,052円

## (3) 運営状況の概要

### ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和2年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

### イ 財政状態

令和2年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

#### (4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。  
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和2年度	令和元年度	増 減	摘 要
収入	2,356,313,877	2,483,861,544	△ 127,547,667	
基本財産運用収入	58,661	58,405	256	
特定資産運用収入	60,941	83,544	△ 22,603	
事業収入	84,075,377	177,702,491	△ 93,627,114	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	177,146,130	473,053,858	△ 295,907,728	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	2,057,896,271	1,773,939,381	283,956,890	
補助金収入	1,001,113,274	1,025,976,529	△ 24,863,255	区補助金
受託収入	1,047,086,766	734,066,852	313,019,914	区指定管理料
助成金等収入	9,696,231	13,896,000	△ 4,199,769	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,066,000	4,159,000	△ 93,000	
退職給付引当資産取崩収入	23,226,250	52,390,524	△ 29,164,274	
寄附金収入	4,101,556	98,899	4,002,657	
雑収入	2,919,901	38,700	2,881,201	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,762,790	2,336,742	426,048	
支出	2,353,309,551	2,481,098,754	△ 127,789,203	
事業費支出	1,242,483,152	1,376,121,229	△ 133,638,077	
コミュニティ振興事業費支出	45,810,940	60,668,080	△ 14,857,140	
グループ育成事業費支出	14,609,132	26,500,041	△ 11,890,909	
情報収集・提供事業費支出	27,288,027	25,632,297	1,655,730	
文化芸術振興事業費支出	43,077,136	117,935,720	△ 74,858,584	
併設記念館展示事業費支出	3,121,070	3,035,910	85,160	
歴史文化施設事業費支出	26,693,574	30,789,708	△ 4,096,134	
文化センター等事業費支出	-	1,709,745	皆減	
施設管理事業費支出	1,075,529,749	1,098,916,964	△ 23,387,215	
利用者支援事業費支出	6,353,524	10,932,764	△ 4,579,240	
法人管理運営費支出	1,020,002,668	1,017,557,239	2,445,429	
人件費支出	888,770,599	928,229,027	△ 39,458,428	
法人管理事務費支出	130,111,734	87,845,469	42,266,265	
法人運営費支出	1,120,335	1,482,743	△ 362,408	
文化振興事業積立預金支出	5,762,790	2,336,742	3,426,048	
文化振興事業積立預金資産取得支出	3,008	3,000	8	
退職給付引当資産支出	85,057,933	85,080,544	△ 22,611	
収支差額	3,004,326	2,762,790	241,536	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和2年度 (令和3年3月31日現在) (A)	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	318,729,598	238,699,780	80,029,818	33.5
現金	4,847,876	2,078,157	2,769,719	133.3
普通預金	288,971,220	211,434,711	77,536,509	36.7
未収金	12,322,007	11,158,413	1,163,594	10.4
前払金	311,566	791,098	△ 479,532	△ 60.6
棚卸資産	12,276,929	13,237,401	△ 960,472	△ 7.3
固定資産	1,029,802,431	976,350,718	53,451,713	5.5
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	667,225,692	603,694,211	63,531,481	10.5
文化振興事業積立預金	19,110,666	17,410,868	1,699,798	9.8
退職給付引当資産	648,115,026	586,283,343	61,831,683	10.5
その他固定資産	12,576,739	22,656,507	△ 10,079,768	△ 44.5
什器備品	98,933	196,456	△ 97,523	△ 49.6
リース資産	12,477,806	22,460,051	△ 9,982,245	△ 44.4
資産合計	1,348,532,029	1,215,050,498	133,481,531	11.0
負債の部				
流動負債	354,238,406	273,605,655	80,632,751	29.5
未払金	267,526,389	187,381,610	80,144,779	42.8
前受金	14,087,780	13,599,050	488,730	3.6
預り金	21,834,174	21,718,929	115,245	0.5
リース債務	10,523,775	9,784,939	738,836	7.6
賞与引当金	40,266,288	41,121,127	△ 854,839	△ 2.1
固定負債	953,145,548	889,517,577	63,627,971	7.2
長期リース債務	2,752,835	13,276,610	△ 10,523,775	△ 79.3
退職給付引当金	950,392,713	876,240,967	74,151,746	8.5
負債合計	1,307,383,954	1,163,123,232	144,260,722	12.4
正味財産の部				
指定正味財産	303,000,000	300,000,000	3,000,000	1.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(3,000,000)	(-)	(3,000,000)	皆増
一般正味財産	△ 261,851,925	△ 248,072,734	△ 13,779,191	△ 5.6
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(16,110,666)	(17,410,868)	(△1,300,202)	△ 7.5
正味財産合計	41,148,075	51,927,266	△ 10,779,191	△ 20.8
負債及び正味財産合計	1,348,532,029	1,215,050,498	133,481,531	11.0

### 3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

#### (1) 団体の概要

##### ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

##### イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員62名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

#### (2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

##### ア 補助金交付

###### (ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

###### (イ) 補助金額

交付対象	令和2年度	令和元年度
健康センター	47,744,522円	47,939,502円
スポーツ施設	615,872,500円	765,239,847円
法人管理費	131,968,461円	98,758,660円
合 計	795,585,483円	911,938,009円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 2,816,550 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和2年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和2年度	令和元年度
健康センター	62,947,561円	65,505,370円
スポーツ施設	726,612,277円	642,133,282円
スポーツネット管理業務	21,298,077円	29,625,463円
合計	810,857,915円	737,264,115円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。令和2年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和2年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

#### (4) 監査委員意見

上記の監査の結果において、所管部から指定管理者への指導監督及び指定管理者の義務の履行はおおむね適正に行われていたが、一部において適正とは言い難い事例があったので意見を付す。

##### 産業廃棄物の処理について

今回の監査において、一部施設における廃油処理にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）で義務付けられた、収集・運搬及び処分にかかる委託契約書を作成せず、ガソリンスタンドへ持ち込んで現金払いで領収書により会計処理をしていたことが確認された。

後日、団体より、同ガソリンスタンドは、今回の廃油の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する都道府県知事の許可を受けた別の業者に委託しており、不法投棄等には繋がらないことを確認したとの報告を受けたものの、このような事例が発生したことは、廃棄物の処理に関する法律や会計処理についての知識不足が大きな要因と思われる。

廃棄物処理法の趣旨を踏まえ、排出事業者として産業廃棄物の処分まで責任をもって確認するとともに、産業廃棄物の処理についての適正な契約事務の周知徹底を図るなど、早急に再発防止策を講じられたい。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和2年度	令和元年度	増 減	摘 要
収入	1,833,549,499	2,193,837,954	△ 360,288,455	
基本財産運用収入	30,743	300,505	△ 269,762	
事業収入	213,364,717	529,938,415	△ 316,573,698	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,606,443,398	1,649,202,124	△ 42,758,726	
補助金収入	795,585,483	911,938,009	△ 116,352,526	区補助金等
受託事業収入	810,857,915	737,264,115	73,593,800	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩 収入	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収入	12,781,575	12,924,610	△ 143,035	
雑収入	929,066	1,472,300	△ 543,234	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	1,833,549,499	2,193,837,954	△ 360,288,455	
事業費支出	1,686,986,054	2,077,309,799	△ 390,323,745	
人件費	197,836,863	243,737,211	△ 45,900,348	
健康増進事業ほか5事業費	421,666,912	676,047,171	△ 254,380,259	
健康センター管理事業費	65,683,221	68,297,310	△ 2,614,089	
スポーツ施設管理事業費	980,500,981	1,059,602,644	△ 79,101,663	
スポーツネット管理事業費	21,298,077	29,625,463	△ 8,327,386	
管理費支出	117,753,369	88,219,569	29,533,800	
管理費	116,314,956	86,575,816	29,739,140	
運営費	1,438,413	1,643,753	△ 205,340	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,361	1,365	△ 4	
退職給付引当預金支出	28,808,715	28,307,221	501,494	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和2年度 (令和3年3月31日現在) (A)	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	350,021,186	247,894,731	102,126,455	41.2
現金	2,799,710	2,351,200	448,510	19.1
普通預金	334,954,298	190,042,914	144,911,384	76.3
立替金	616,422	1,304,299	△ 687,877	△ 52.7
未収金	10,343,915	52,870,364	△ 42,526,449	△ 80.4
商品	1,426,841	1,573,954	△ 147,113	△ 9.3
貸倒引当金	△ 120,000	△ 248,000	128,000	51.6
固定資産	538,158,333	537,308,340	849,993	0.2
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	116,795,210	100,766,709	16,028,501	15.9
退職給付引当資産	103,177,586	87,150,446	16,027,140	18.4
健康スポーツ事業積立資産	13,617,624	13,616,263	1,361	0.0
その他固定資産	121,363,123	136,541,631	△ 15,178,508	△ 11.1
資産合計	888,179,519	785,203,071	102,976,448	13.1
負債の部				
流動負債	417,597,241	327,820,825	89,776,416	27.4
未払金	342,667,166	240,076,913	102,590,253	42.7
預り金	6,047,179	6,491,864	△ 444,685	△ 6.8
賞与引当金	14,120,741	14,687,623	△ 566,882	△ 3.9
短期リース債務	54,762,155	66,564,425	△ 11,802,270	△ 17.7
固定負債	316,773,607	310,188,015	6,585,592	2.1
退職給付引当金	248,274,636	238,423,738	9,850,898	4.1
長期リース債務	68,498,971	71,764,277	△ 3,265,306	△ 4.6
負債合計	734,370,848	638,008,840	96,362,008	15.1
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 146,191,329	△ 152,805,769	6,614,440	4.3
(うち特定資産への充当額)	(13,617,624)	(13,616,263)	(1,361)	0.0
正味財産合計	153,808,671	147,194,231	6,614,440	4.5
負債及び正味財産合計	888,179,519	785,203,071	102,976,448	13.1

## 4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

#### イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員87名（うち区派遣職員4名）で構成される（令和3年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。また、区は法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 補助金交付

##### (ア) 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和2年12月15日2江障施第1320号）

##### (イ) 補助金額

交付対象	令和2年度	令和元年度
社会福祉協議会事業費助成事業	133,208,076円	135,633,335円

管理運営事業及び施設運営事業	116,402,555円	114,257,979円
応急小口福祉資金貸付事業	1,303,699円	1,468,710円
ホームヘルプサービス事業	3,797,030円	4,315,962円
福祉機器リサイクル事業	308,226円	329,934円
法人後見等事業	6,716,502円	9,765,597円
地域福祉コーディネーター事業	4,680,064円	5,495,153円
ボランティアセンター運営費助成事業	47,266,307円	47,254,397円
ボランティア活動推進事業	47,266,307円	47,254,397円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	1,405,000円	—
新型コロナウイルス感染症包括支援事業	1,405,000円	—
合 計	181,879,383円	182,887,732円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

#### イ 指定管理

##### (ア) 監査対象施設

障害者福祉センター

##### (イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

##### (ウ) 指定管理料

項 目	令和2年度	令和元年度
概算払額 (1) = ①+②	283,294,000円	258,028,000円
年度協定額 ①	283,294,000円	283,384,000円
補 正 額 ②	0円	△25,356,000円
確定金額 (2) = ④-③	255,955,725円	235,266,013円
収 入 額 ③	107,302,656円	124,656,980円
支 出 額 ④	363,258,381円	359,922,993円
精算金額 (1)-(2)	27,338,275円	22,761,987円

#### (3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和2年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和2年度	令和元年度
収入(1)	498,551,527円	481,096,880円
支出(2)	495,123,269円	480,760,928円
前期末支払資金残高(3)	34,726,141円	34,390,189円
収支差額(1)-(2)+(3)	38,154,399円	34,726,141円

※令和2年度より、歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含むこととなったため、令和元年度の収入・支出額には、歳末たすけあい運動事業費が含まれる。

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和2年度	令和元年度
収入(1)	3,324,252円	4,609,455円
支出(2)	3,013,699円	3,367,630円
前期末支払資金残高(3)	32,759,388円	31,517,563円
収支差額(1)-(2)+(3)	33,069,941円	32,759,388円

ウ 障害者福祉センター事業

	令和2年度	令和元年度
収入(1)	383,775,708円	379,335,051円
支出(2)	383,876,515円	379,303,176円
前期末支払資金残高(3)	1,179,144円	1,147,269円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,078,337円	1,179,144円

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 5 株式会社ドコモ・バイクシェア

### (1) 団体の概要

株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「会社」という。）は、平成22年からNTTドコモが行っていたサイクルシェアリング事業を推進するため、平成27年2月にNTTドコモとNTT都市開発、NTTデータ、NTTファシリティーズの合併で設立された会社である。

区においては、平成24年11月に江東区臨海部コミュニティサイクルの実証実験を開始したNTTドコモから運営を引き継ぎ、平成28年2月には東京広域連携（千代田区・中央区・港区・江東区）を開始している。

また、会社は、主として次の事業を営むことを目的としている。

- ① サイクルシェアリング事業
- ② サイクルシェアリング運営事業者へのシステム提供及びコンサルティング業務
- ③ 各種イベントの企画及び運営業務
- ④ 広告及び宣伝に関する業務
- ⑤ 自転車販売業務
- ⑥ 古物の販売業務
- ⑦ 不動産の賃貸、管理、保有及び運用に関する業務 等

### (2) 区との関係

区は、会社に対して、コミュニティサイクル推進事業に要する経費のうち、下記要綱に掲げる物品を購入する費用（予算の範囲内）として補助金を交付した。

#### ア 根拠法令等

江東区コミュニティサイクル推進事業費助成金交付要綱（平成28年4月1日28江都ま第12号）

#### 同要綱第4条 助成対象経費

- ① 電動アシスト自転車（貸出通信機器等の付属品を含む。）
- ② 自転車駐車設備の設置に必要な自転車ラック、看板、通信装置等
- ③ 会員登録等に要する機器
- ④ そのほか、区長が必要と認めるもの

イ 補助金額

交付対象	令和2年度	摘 要
コミュニティサイクル推進事業	42,213,000円	確定払

ウ 補助事業の概要

コミュニティサイクルとは、区と協定を締結した民間の運営事業者が区内に自転車駐車設備を複数設置し、利用者がいずれの自転車駐車設備においても自転車を借用及び返却できる乗り捨て型の自転車共有サービスをいい、コミュニティサイクル推進事業とは、区が実施するコミュニティサイクル事業の実施範囲を拡大し、交通の利便性の向上に向け、計画的な自転車駐車設備の増設を推進する事業をいう。

この補助事業は、同推進事業を実施する事業者に対し事業の実施に要する経費の一部を助成することにより、事業の円滑な運営を確保し、もって区内における交通の利便性の向上及びまちの活性化に資することを目的とする。

令和2年度の実績は、ポート空白エリアや利用の多い有明エリア等、区内16箇所にポートを開設（ラック計163台分）、3箇所でラックを増設（計17台分）し、合計でラック180台等の設置を実施した。また、自転車230台を増車した。

(3) 監査対象事項に係る財政状況

会社は、主として区からの補助金収入のほか、利用料収入及び広告収入等をもって運営されている。令和2年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	42,213,000円	
区補助金	42,213,000円	
支出	42,213,000円	千円未満切捨額
電動アシスト自転車 (付属品を含む。)	39,621,824円	電動アシスト自転車、バッテリー、 ナンバープレートシール等
自転車駐車設備 (自転車ラック)	1,759,780円	
自転車駐車設備 (看板、通信装置等)	831,666円	ビーコン、案内看板、リーフレット ケース等
収支差額	0円	

#### (4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 6 株式会社ヴィアックス

### (1) 団体の概要

株式会社ヴィアックスは、(以下「会社」という。)は、昭和48年8月に、ダイレクトメール企画・制作・発送代行会社「日本メール株式会社」として創業し、平成3年10月に「株式会社ヴィアックス」に社名を変更して、次の事業を行っている。なお、図書館事業については、平成15年4月より公立図書館の運營業務を開始し、江東区においては、平成31年4月より図書館の指定管理業務に取り組んでいる。

- ① ダイレクトマーケティング事業
- ② 図書館事業
- ③ ITコミュニケーション事業
- ④ 人財サービス事業
- ⑤ 出版事業

### (2) 区との関係

区は、会社を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 監査対象施設

- ① 豊洲図書館
- ② 古石場図書館
- ③ 亀戸図書館
- ④ 砂町図書館

#### イ 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

施設内訳	令和2年度	令和元年度
豊洲図書館外 3 館	349,032,064円	338,953,860円

#### エ 指定管理業務

江東区立図書館条例（昭和40年12月25日江東区条例第34号）第5条第2項に掲げる業務

- ① 図書館の利用に関する業務
- ② 施設の維持保全に関する業務

③ ①②のほか江東区が必要と認める業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

豊洲図書館外3館は、指定管理料のほか、コピー機利用料収入等により運営されている。令和2年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目		決 算 額	摘 要
収入(1)		349,553,308円	
	指定管理料	349,032,064円	
	コピー機利用料収入	516,520円	
	その他収入	4,724円	受取利息、雑収入
支出(2)		343,735,303円	
	人件費	281,235,255円	
	事業費	14,952,352円	
	装備業務	10,288,902円	
	装備用消耗品	610,119円	
	事務用消耗品	3,140,190円	
	事業経費	171,237円	
	印刷費	0円	
	会場使用料	27,050円	
	利用者用コピー機賃借料	467,428円	
	郵便料	247,426円	
	施設管理維持費	14,498,314円	
	小規模修繕	207,966円	
	清掃	6,675,900円	
	庭園排水管洗淨	414,700円	
	剪定・除草	570,900円	
	害虫・ねずみ駆除	99,000円	
	水質点検	0円	
	機械警備	206,712円	
	巡視	2,142,800円	
	空調設備管理保守	473,000円	
	消防設備保守点検	55,000円	

	消火器設備	0円	
	自動扉保守	273,240円	
	エレベーター保守点検	1,016,400円	
	自家用電気工作物管理	456,280円	
	電動書庫保守	193,600円	
	冷水器点検	209,000円	
	ごみ処理券	78,660円	
	クリーニング	55,000円	
	電話料金	687,426円	
	プロバイダー料	320,100円	
	TV受信料	47,070円	
	保険料	315,560円	
	その他	33,049,382円	
	福利厚生費	906,480円	
	旅費交通費	52,672円	
	研修費	453,240円	
	本部管理費	31,636,990円	
	収支差額 (1)-(2)	5,818,005円	

#### (4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められるが、指定管理料の算定については、収支報告書の検証等に一部課題がみられたため、3頁に総括意見を付した。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。